

銀行決済サービス利用規約

この「銀行決済サービス利用規約」（以下、「銀行決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、銀行決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供する銀行決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、銀行決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

- 銀行決済規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - 「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等の金融機関をいいます。
 - 「銀行決済収納代行会社」とは、乙との間において、乙が金融機関等に対し、甲の代理人として銀行決済に関する業務を行うことを定めた契約を締結した金融機関等をいいます。
- 銀行決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第9号の決済事業者とは、銀行決済収納代行会社をいうものとします。
- 銀行決済規約における、基本規約第1条（用語の定義）第10号の提携決済事業者とは、銀行決済収納代行会社と提携する金融機関等をいうものとします。
- 銀行決済規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、銀行決済規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（乙の委託）

- 甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託します。
 - 銀行決済収納代行会社への商品代金の収納依頼
 - 収納された商品代金の入金に関する情報の銀行決済収納代行会社からの受領
 - 銀行決済収納代行会社が収納した商品代金の受領
 - その他甲および乙で合意した業務
 - その他前各号に付随関連する業務
- 乙は、銀行決済サービスで利用できる銀行を追加することができるものとし、甲は、銀行の追加に際し、乙がその手続き上必要とする書類その他の提出を求められた場合は、それに応ずるものとします。

第3条（銀行決済サービスの内容）

- 乙は、顧客が通信販売における商品代金の支払方法に銀行決済を選択した場合に、当該通信販売にかかる情報のうち、決済事業者所定の決済データを決済事業者のサーバーに引き継ぐとともに、顧客に対して決済事業者所定の方法により決済処理手段を提供するものとします。なお、決済事業者所定の決済手段の詳細については別途乙が提供するマニュアルに定めるものとします。
- 乙は、顧客が前項の決済処理手段において決済事業者所定の支払手続き（以下、「支払手続き」といいます。）を完了した場合に、決済事業者を通して商品代金を顧客から受領することにより、当該通信販売における商品代金の回収を行います。ただし、当該顧客が銀行決済による支払を選択したにもかかわらず、その後、組戻または甲、乙、または決済事業者等のシステム障害、その他の理由により顧客の支払手続きが完了しない場合は、この回収は行われぬものとします。
- 甲は前項により決済事業者が顧客から商品代金を受領した事をもって、顧客の商品代金の支払は完了したとみなされることに同意します。
- 乙は、前項に基づき顧客による支払手続きが完了し、決済事業者から当該支払手続き完了情報を受領した場合には、速やかに当該情報を甲に通知するものとします。

第4条（商品代金の返却）

- 甲と顧客との取引解消等により、甲から顧客への商品代金の返却が必要となった場合、甲は、自己の責任におい

て遅滞なくこれに対応するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。

2. 乙が前項に関連して何らかの損害を被った場合、甲は直ちにこれを補償するものとします。

第5条（決済事業者による支払の拒絶、留保）

1. 甲は、銀行決済サービスを利用した取扱商品の販売・提供に関し、以下のいずれかの事由に該当した場合には、乙または決済事業者が、決済事業者が受領した商品代金に相当する金額の支払を留保もしくは拒絶または当該取扱商品にかかる取引の取消を行うことができることを確認します。
 - (1) 本契約の定めに違反して通信販売が行われたことが判明した場合
 - (2) その他、乙の合理的判断により、甲に対し通信販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合
2. 甲は、銀行決済サービスを利用した通信販売に関し、乙または決済事業者が調査の必要があると認めた場合、乙または決済事業者がその調査が完了するまで当該商品代金の支払いを留保できることを承諾します。
3. 甲は、前二項またはその他の事由により乙または決済事業者が商品代金の支払いを留保または拒絶した場合、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が甲に対して当該取引に関する一切の支払の義務を負わないことに同意します。
4. 乙が甲に対して商品代金を支払った後に、本条第1項に定める事由が生じ、乙または決済事業者が支払の拒絶もしくは当該銀行決済サービスにかかる取引の取消を行った場合、乙または決済事業者は甲に対し、当該商品代金の返還を求めることができ、その場合、甲は乙または決済事業者に対し直ちに当該商品代金を返還するものとします。
5. 前項に基づく返還は、甲に対して乙の指定する金融機関の口座への当該商品代金相当額の振込送金を求める方法または当該返還請求以降に甲に対して支払う商品代金から当該返還請求額を差し引く方法によることができるものとします。
6. 乙は、決済事業者が乙に対して商品代金を支払った後に（本条第4項の場合を除きます。）、本条第1項その他の事由により乙または決済事業者が支払の拒絶もしくは当該銀行決済サービスにかかる取引の取消を行った場合、甲に代わって決済事業者に当該商品代金を返還できるものとします。

第6条（法令への対応）

甲は、銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）、その他銀行決済サービスに関連する法令の義務を履行するため、乙が甲に対し、法令要請事項の表示、法令の求める管理体制の構築、その他の対応（法令に基づき所管官庁が乙のみならず、甲への立ち入りを含む調査を行う場合の当該調査受け入れを含みます。）を要求した場合、遅滞なく当該要求に応じなければならないものとします。

（以下余白）

【規約制定】2018年6月1日